平成２２年（フ）第３７４号
高知市南久万67番地７
債務者　冨本　　聡
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６号
高知県高岡郡佐川町東組1205番地13
債務者　西山　俊二
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第３７号
高知県高岡郡津野町赤木564番地14
債務者　鈴木　秀三
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第３８号
高知県高岡郡佐川町甲1048番地６
債務者　井上　笑子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第３９号
高知県高岡郡中土佐町上ノ加江5271番地の８
債務者　戸田　啓二
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第４２号
高知県須崎市西崎町９番43号　あおいマンション201号
債務者　田中　秀城
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第４３号
高知県高岡郡津野町白石甲1394番地５
債務者　川上　英昭
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第２２３号
大分市金池町２丁目13番13号　豊金池ビル205号室、住民票上の住所大分県由布市庄内町畑田278の３番地
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７３４号
宮崎市鶴島３丁目37番地　千鶴マンション106号
債務者　平田　由香
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋896番地１、前住所宮崎市佐土原町下田島20496番地６竹井コーポ103号
債務者　木下　敏男
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８１号
宮崎市田野町乙9463番地26
債務者　上村　辰也
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０３号
宮崎市大工３丁目123番地　シャネル宮崎102号
債務者　櫨山　嘉敏
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２号
宮崎県日南市飫肥６丁目６番25号
債務者　河野　泰子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
宮崎県延岡市南一ケ岡３丁目17番５－４号
債務者　川本　春子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１２８号
宮崎県延岡市野地町６丁目2052番地４
債務者　新田季里子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１３１号
宮崎県延岡市南一ケ岡１丁目３番３－４号
債務者　岩切　笑子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２０８号
沖縄県那覇市字小禄880番地８　平良アパート301
債務者　濱田　　守
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部